

# 本庄市 次世代育成支援行動計画の 進行状況を報告します

子育て支援課 1130

市では、家庭での子育て支援をはじめ、仕事と子育ての両立の推進、ひとり親家庭の支援、障害児施策等の子育て支援のほか、親子の健康確保、子どもの健全育成のための学校・社会（地域）教育の充実、安全・安心なまちづくりの推進を目的として、次世代育成支援行動計画を策定しています。

平成18年度に実施した  
主な施策の実績を報告  
します

家庭での子育て支援の  
充実のために

平成18年度からの新規事業として、「ファミリィ・サポート・センター事業」を開始しました。この事業は登録した会員同士の間で、必要などきに有償で子育ての援助活動を行うというものです。

また、乳幼児とその保護者が自由に集まって交流できる「つどいの広場」事業も前原・日の出両児童センターで開始しました。（児玉つどいの広場も不定期で開催しています。）



仕事と子育ての両立を  
推進するために



市内にある合計22か所の保育所を運営・委託により入所待機児童数ゼロの状況を維持（最多時受入人数2、168人）してきました。また、幼稚園でも自主事業として時間外延長の「預かり保育」事業が行われています。このほか、学童保育については民間学童保育所2か所が増設となり、合計14か所を運営・委託し、555人を受け入れています。（試行運営中の公立1か所を含む。）さらに、学童保育の充実を図るため、旭小学校区の学童保育施設移設に対し建設補助を行いました。（平成19年度からはさらに公立1か所を増設し、642人の小学生を受け入れています。）

育児不安を持つ家庭の  
ために

保健師による訪問・相談事業を継続・推進しています。さらに、家庭児童相談の実施により、育児不安の解消や子育てがしやすい環境づくり、そして虐待の防止・保護に努めています。なお、本計画に基づき2月23日付けで、これまでの児童虐待防止ネットワークに代えて、本庄市要保護児童対策地域協議会を設置しました。今後は、これまで以上に関係機関との協力関係の強化を図り、保護を必要とする児童への対応を進めていきます。

子どもの安全のために

地域のみなさんの見守りなどのご協力とともに新入学児童への防犯ブザーの配布、学校における不審者対応マニュアルの徹底など防犯活動を実施、継続して推進しています。なお、これら計画の実施・進行管理については、市議会議員や幼稚園、医師会、PTAなど子育て関連機関の代表者で構成される本庄市児童福祉審議会により5月29日に審議・了承されています。

市では、これからも計画に基づき子育て支援施策の充実を図っていきます。

今後とも子育て家庭への市民のみなさんのあたたかいご支援、そして施策へのご協力をお願いします。



藤田学童保育室が移転して9月から本格運営を開始します。市では現在、藤田小学校区の放課後児童対策として、藤田公民館内で藤田学童保育室を試行運営しています。このたび、学童保育環境のさらなる充実を図るため、8月中旬に藤田小学校の1教室を学童保育室に転用する工事を行い、9月から本格運営を開始します。

子育て支援課 1130



# 消費生活相談では消費者トラブルを

商工課

1175

解決するお手伝いをしています

訪問販売やキャッチセールス、架空請求やマルチ商法などの悪質商法は、その手口もますます巧妙になり、私たち消費者は、いつのまにかひどい目にあっていることがあります。消費生活相談では、労働問題以外で、事業者と消費者との間に起こるさまざまな問題の解決をお手伝いします。消費者問題でお困りのときは、ひとりで考えず消費生活相談にまずはご相談ください。

判断に迷っていても客観的なアドバイスがもらえます。自分では市役所まで行けない、という場合には家族などが代理で相談をする、ということも可能です。また、消費生活相談で解決できない問題は、適切な相談窓口をご案内します。具体的に困ったことが起こる前でも疑問に思った事があれば、お気軽に消費生活相談をご利用ください。

## ご相談をお待ちしています

日時 毎週月・木曜日  
午前9時30分～午後3時30分  
場所 市役所1階市民相談室  
\*相談無料、秘密は厳守します。



ひとりで悩まず、まずはご相談を！

## あなたは大丈夫？ 消費者トラブルの入り口は日常生活にあります

### ケース

「高額の商品を格安で提供する」などと呼ばれ、事務所へ連れて行かれた。

「自分だけ」という連絡に喜んではいけません。行ってみると、関係のない商品やサービスの説明が始まり、さらに何人もの社員に囲まれてしまい、帰りたいばかりに商品を購入してしまう、ということになってしまいます。



### ケース

健康食品のサンプルや家庭教師の無料体験を勧められた。

「無料だからサンプルだけでもらっておこうか」、「一度くらいはいいかな」はいけません。名前や住所等の個人情報を聞き出され、さらに健康や子どもの教育等について不安な心理にさせられ、高額な商品を契約させられてしまいます。



### ケース

街中でアンケートに答えるよう声をかけられ、答えていると「展示会をしているので、見るだけでも」と勧誘された。

「無視するのも悪いし、見るだけなら時間もあるからいいか」はいけません。気がつくとなにか買わないといけないような雰囲気になって、欲しくもない物を購入することになってしまいます。



### ケース

近所の高齢者の家に見知らぬ人が出入りして、リフォームなどを強引にすすめている。

高齢者(特に単身者)が消費者トラブルに巻き込まれる、という事件が多発しています。近所のみなさんが声をかけて、高齢者を消費者トラブルから守りましょう。



甘い話・むやみに危機感をあおるような話には、裏があることを忘れないください。自分は大丈夫、と思っても「断る」ということは意外に難しい行為なのです。契約をしてしまったとしても、慌てないでください。冷静な判断力と正確な実行力でトラブルの解決にあたりましょう。